最終更新日:2015年6月29日

特殊電極株式会社
代表取締役社長　高田　芳治
問合せ先:06-6401-9421
証券コード:3437
http://www.tokuden.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、従業員、取引先、消費者、地域社会など、様々な利害関係者との関係において、どのような経営管理システムで統治していくかという体制の構築と、経営に対する透明性と経営責任の明確化にあると理解しております。

つまり、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 取締役は、株主より会社経営を負託された存在であること。
2. 取締役会や監査役は、負託者である株主の利益保護のために、各々の取締役を牽制する存在であること。
3. 社長といえども例外ではなく、これら取締役会や監査役の牽制に服すべきである。

と考え、経営陣に対する監視を目的として定められた会社法上の機関の本来有する機能を最大限に発揮させることにより、その目的を達成させてまいります。

また、監査役は、内部監査部門、会計監査人と連携を取りつつ、取締役の業務執行を監視するという視点により監査を行うことで、監査役の監査機能を有効なものとしてまいる所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
特殊電極従業員持株会	583,000	7.28
宮田文夫	270,000	3.37
野村信託銀行株式会社(信託口)	270,000	3.37
大野昌克	190,000	2.37
坂西啓至	170,000	2.12
福田博	168,000	2.09
坂地一晃	150,000	1.87
坂本浩司	150,000	1.87
樋口豪也	150,000	1.87
株式会社近畿大阪銀行	150,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

相互の連絡を取りながら、効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう、随時情報、意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北　正己	公認会計士													△
浜田雄久	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北　正己	○	社外監査役である北　正己氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有し、同氏の過去及び現在に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに、過去において在籍した経歴がありますが、その在職期間における当社での監査実績はなく、直接利害関係を有するものではないと判断しております。	当社は、社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、取締役の法令遵守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、当社経営陣からの独立した立場で職務を執行できる十分な独立性が確保できること、また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。 このことから、当社は、社外監査役北正己氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
浜田雄久		社外監査役である浜田雄久氏は、弁護士として幅広い専門知識と高い見識を持ち、同氏の過去及び現在に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、社外監査役浜田雄久氏は、弁護士法人なにわ共同法律事務所に弁護士として所属しており、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、現在、過去において当社における顧問活動はなく、直接利害関係を有するものでないと判断しております。	当社は、社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、取締役の法令遵守、経営管理に対する監査に必要な知識と経験を有し、当社経営陣からの独立した立場で職務を執行できる十分な独立性が確保できること、また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の株価、株式の需給状況等に鑑み、現状でストック・オプション等を実施することは適切でないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

株主総会において定められた役員報酬の範囲内において決定しております。
1．取締役の報酬限度額は、平成４年６月15日開催の第45回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第61回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3．第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）における報酬額の総額は次のとおりです。

取締役（7名）72,588千円　監査役（3名）17,850千円うち社外監査役（2名）13,110千円（合計90,438千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬規程」に定められており、社長その他の役職毎の報酬基準額に基づき、取締役の報酬は株主総会の決議による報酬総額の範囲内において取締役会で承認決定され、監査役の報酬は株主総会の決議による報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対し、取締役会資料の事前配付及び説明、内部監査部門から監査状況の報告等、会社は監査役への報告の体制その他の監査役の監査についての整備を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社における経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織は、次のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、取締役4名（すべて社内取締役）で構成され、経営の意思決定と日常業務の執行は密接不可分であるという認識のもと、取締役会を毎月1回定期的に開催し、経営に関する重要事項を決定しております。第68期においては、取締役会を14回開催いたしました。

なお、主要な事業部門については、取締役が業務執行を統括いたしております。

2. 監査役会

監査役会は、監査役3名（社外監査役2名）で構成され、各監査役は株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を遂行しております。監査役会は毎月1回定期的に開催され、第68期においては13回開催いたしました。

3. 幹部会

原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会で決定した基本方針に基づいて、全般的な業務執行方針及び計画等の重要な業務の実行に関し協議しております。第68期においては11回開催いたしました。

4. 開発委員会・安全衛生専門委員会

取締役会の諮問機関として位置づけ、開発委員会（年3回開催）は商品の開発及び技術分野の展開等について、安全衛生専門委員会（年3回開催）は全社的な安全組織、安全衛生管理と教育、安全運転管理と教育の充実等について、それぞれ協議いたしております。

5. 監査役監査

監査役3名は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

6. 内部監査

会社業務の適切な運営と財産の保全及び企業の健全な発展を図ることを目的に、代表取締役社長直轄の内部監査部門（経営企画部）を設置し、内部統制・管理の有効性を観点とした内部監査業務を経営企画部2名及び特命にて指名された職員10名により行っております。第68期において、18事業所の内部監査を行いました。

なお、内部監査は、実地監査は当然のこと、是正要求に対する各部門の取り組み状況及び効果の検証までをフォローすることとし、当社の内部統制制度を支えております。

7. 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの指定有限責任社員・業務執行社員である木村文彦氏、岡本健一郎氏の2名であります。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

8. 監査役監査、内部監査、会計監査の連携

監査役会、内部監査部門及び会計監査人とは、相互の連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任しておりません。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第68期においては、いわゆる第一集中日ではない平成27年6月25日（木曜日）に開催いたしました。
その他	当社のホームページに、招集通知を掲載いたしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	会社概要・事業概要・財務情報・株式情報・有価証券報告書または四半期報告書・年次または中間報告書・株主総会招集通知および決議通知・会社説明会資料・適宜開示資料・IRカレンダー・トピックスニュース等を掲載いたしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部担当役員及び総務担当者を中心に活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス・マニュアル、事業継続計画（BCP）、個人情報保護規程、ITシステム管理規程、インサイダー取引管理規程等を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念のもと、品質方針、コンプライアンス方針、安全衛生方針、環境方針を定め、全社をあげて取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	必要とされる情報を正確に、適時に、かつ公平に開示する方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)経営理念を基礎として、取締役及び使用人が規範として遵守すべき企業倫理・コンプライアンス確保の基準を定め、浸透を図る。
2)財務報告に係る内部統制の整備を行い、その運用状況を定期的に評価し、財務報告の信頼性の確保を図る。
3)使用人の職務の執行が、法令、定款、社内規程及び社会規範から逸脱することなく適正かつ誠実に実行される状況について内部監査を実施し、業務の適正確保を図る。
4)内部通報規程の運用により、コンプライアンス経営の強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)取締役会規則、稟議規程、文書管理規程、個人情報保護規程、インサイダー取引管理規程等の諸規程を中心に情報の保存及び管理を徹底する。
2)リスクの詳細な項目を特定する活動の結果を受けて、これらの規程の再検討を行い、適切にその改正、追加を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程、事業継続計画(BCP)によりリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)取締役会において、年度の目標・経営計画及び経営に関する重要事項を協議決定する。
2)取締役会規則、幹部会規程、組織規程、業務分掌規程等の整備を中心に、取締役の職務の執行が効率的かつ適正に執行される体制の整備を行う。
3)取締役は、取締役会において決定された方針及び計画に基づき、具体策等の立案・実行を行い、その結果を幹部会において定期的に報告するとともに、計画と実績の対比により進捗管理を行う。

5. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

年度計画に基づく業務進捗状況の報告と重要事項の報告を当社の取締役会もしくは幹部会に対して定期的に行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理規程に定める経営危機の範囲について子会社を含めたリスクの再評価、リスクの詳細な項目を特定する活動を適時行い、その対応策を定め、危機管理体制の強化を行う。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)子会社における適正な職務権限、業務分掌及び責任を明確化し、職務執行の効率化を図る。
2)子会社との相互連携の強化と情報の共有化を図り、子会社の指導、支援を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員及び財務に関する事項ならびに子会社の業務に関する重要事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会が承認する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その求めに応じ監査役に直属する補助の使用人を置く。
2)当該使用人の取締役からの独立性及び職務の実効性を確保するために、当該使用人の採用・人事評価・異動・給与及び懲戒については、監査役会(監査役会が特定の監査役を指名した場合には、当該監査役)の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、または不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を当社の監査役に対して速やかに報告を行う。

8. 監査役へ上記7. の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程により、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いの禁止及び報告者の保護を定める。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務

が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)代表取締役は、監査役との間に定期的に会合をもち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
2)内部監査部門は監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除へ向けた基本姿勢、日常業務での注意点、取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応、面談要求への対応、警察・暴追センター等との連携、対応等に係る社内体制の整備、情報収集と管理等について実行いたしております。なお、取引先との契約書等には、反社会的勢力の排除条項を記載しております。また社内研修時には必ず社員への教育を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報に係る適時開示体制の概要は、次のとおりであります。
1. 適時開示に関する基本方針
当社は、ステークホルダーの皆様との関係において、経営に対する透明性と経営責任の明確化が根幹であると認識し、適時、適正、透明性、公平性を基本とした情報を適時開示することを基本方針としております。
また、開示される会社情報は、当社の定める「インサイダー取引管理規程」に基づいて厳格に管理され、かつ、従業員教育、研修の場において周知・啓蒙活動を行っております。
2. 適時開示に関する社内体制
（1） 決定事実・発生事実・子会社に関する情報
会社情報の管理責任部署を管理本部とし、取締役管理本部長が会社情報の管理、開示の責任者としております。
取締役管理本部長は、東京証券取引所が定める適時開示の規則に従い、IR担当者と検討のうえ、適時開示を必要とする会社情報を取締役会において付議・決議し、遅滞なくTDnetによる開示、プレスリリース、当社ホームページへの掲載を行っております。
また、必要に応じて顧問弁護士の指導を受けております。
（2） 決算に関する情報
決算（四半期を含む）に関する情報は、管理本部経理部が作成し、会計監査人の監査後、取締役会において付議・決議し、東京証券取引所が定める適時開示の規則に従い、遅滞なくTDnetによる開示を行っております。プレスリリース、当社ホームページへの掲載は、取締役管理本部長を責任者としております。

